

# 豊橋市木造住宅解体工事費補助金交付要綱

## (趣旨)

第1条 この要綱は、豊橋市補助金等交付規則（平成7年豊橋市規則第8号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、豊橋市木造住宅解体工事費補助金（以下「補助金」という。）について必要な事項を定めるものとする。

## (目的)

第2条 この補助金は、旧基準木造住宅の解体工事を実施する者に対し、予算の範囲内において補助金を交付し、もって地震発生時における木造住宅の倒壊等による被害の防止を目的とする。

## (定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 旧基準木造住宅 次の要件をすべて満たすものをいう。

ア 本市の区域内にある昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅（在来軸組構法及び伝統構法の戸建、長屋、併用住宅及び共同住宅（持家・貸家を問わない。））であること。

イ 店舗等の用途に使用している部分の床面積が、延べ面積の2分の1未満であること。

ウ 国、地方公共団体その他公の機関が所有するものでないこと。

エ 階数が2以下のものであること。

(2) 木造住宅耐震診断 次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 豊橋市が実施する無料耐震診断（愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断に限る。）

イ (一財) 愛知県建築住宅センターが実施する地震対策現地診断

(3) 判定値 次のア又はイのいずれかに該当するものをいう。

ア 愛知県木造住宅耐震診断員登録要綱第2条第3号に規定する木造住宅耐震診断による判定値

イ (一財) 日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による判定値

(4) 解体工事 地震による倒壊等の被害の防止を目的として旧基準木造住宅の1棟すべて（昭和56年6月1日以降に増築された部分がある場合は、当該部分を除外することができる。）を解体する工事をいう。

## (補助の対象建物)

第4条 補助の対象となる建物は、次の各号のいずれにも該当する旧基準木造住宅とする。

(1) 補助金交付申請時において、解体工事に係る部分の床面積の合計が30㎡以上であるもの。

(2) 補助金の交付申請をする前年度までに実施した第3条第2号アに規定する診断において判定値が1.0未満又は同号イに規定する診断において得点が80点未満であるもの。

(3) 同一敷地内において、住宅の耐震化促進に関する次の補助金の交付を受けていないもの。

ア 豊橋市木造住宅耐震改修費補助金

イ 豊橋市非木造住宅耐震改修費補助金

ウ 豊橋市木造住宅解体工事費補助金

エ 豊橋市木造住宅耐震シェルター整備費補助金

## (補助の対象者)

第5条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のすべてを満たす者で、次条に規定する補助対象工事を行うものとする。

- (1) 補助の対象建物の所有者（同等の権利を有する者を含む。）であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。
- (3) 豊橋市税を滞納していない者であること。

#### （補助の対象工事）

第6条 補助の対象となる工事は、第4条に規定する補助の対象建物を解体、運搬、処分する解体工事とする。ただし、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、適正な分別解体、再資源化等を実施するものに限る。

#### （補助金の額等）

第7条 補助金対象経費は、前条に規定する工事に要する費用の全額とする。

- 2 補助金の交付上限額は、前項に規定する対象経費の23%に相当する額（その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。）又は30万円のいずれか小さい額とする。

#### （交付の申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、豊橋市木造住宅解体工事費補助金交付申請書（様式第1号）に、次の関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 豊橋市木造住宅解体工事費補助事業計画書（様式第1-1号）
  - (2) 木造住宅耐震診断の結果報告書の写し
  - (3) 案内図
  - (4) 工事見積書
  - (5) 対象建物の写真
  - (6) 豊橋市木造住宅解体工事費補助金同意書（様式第1-2号）
  - (7) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、豊橋市内の次に掲げる地区内において補助事業を実施する場合には、当該事業主管課と協議するものとする。
    - (1) 土地区画整理事業
    - (2) 都市計画施設
    - (3) その他市長が協議を必要と認める事業

#### （補助金の交付決定）

第8条の2 市長は、前条の規定により補助金の申請があった場合は、その内容の審査を行い、補助金を交付すべきものと認めたときは、予算の範囲内において補助金の交付決定をするものとする。

- 2 市長は、前項の審査の際、必要と認める場合は、現地を調査することができる。
- 3 市長は、前条の規定により補助金の交付を決定した場合は、豊橋市木造住宅解体工事費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

#### （交付の条件）

第9条 規則第6条に基づく交付の条件は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 工事の契約及び着手は、補助金の交付決定通知後とすること。
- (2) 工事中の内容を記録すること。

#### （地位の承継）

第10条 申請者が死亡した場合において、申請者の承継人が交付決定のあった内容で解体工事を行う意思があるときは、市長に届け出をして地位を承継することができる。

- 2 申請者が破産等のやむを得ない事情により第三者に地位を承継する場合において、申請者の

承継人が交付決定のあった内容で解体工事を行う意思があるときは、市長に届け出をして地位を承継することができる。

- 3 申請者は、前2項の場合を除き、補助金の交付を受ける権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。
- 4 地位の承継を受けようとする者は、豊橋市木造住宅解体工事費補助事業承継届（様式第3号）に地位を承継する者であることを証する書類を添付して市長に提出しなければならない。

#### （交付申請の取下げ）

- 第11条 規則第7条第1項の規定する期日は、当該補助金の交付決定通知を受けた日から起算して15日以内とする。
- 2 規則第7条第1項に規定する申請の取下げをする場合は、豊橋市木造住宅解体工事費補助金交付取下書（様式第4号）を市長に提出するものとする。

#### （計画の変更等）

- 第12条 申請者が、補助金の交付決定を受けた後、規則第8条第1項各号に規定する変更、中止又は廃止をしようとするときは、豊橋市木造住宅解体工事費補助事業計画変更等申請書（様式第5号）に第8条第1項各号に掲げる書類のうち計画変更に係るものを添付して市長に提出するものとする。
- 2 市長は、前項の規定による申請の内容が適正と認めたときは、申請者に豊橋市木造住宅解体工事費補助事業計画変更決定通知書（様式第6号）により通知するものとする。

#### （工事の着手等）

- 第13条 工事の着手は、補助金の交付決定があった日から起算して、30日以内に行わなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、その旨を豊橋市木造住宅解体工事費補助事業着手延期届（様式第7号）をもって市長に提出するものとする。
- 2 工事に着手するときは、豊橋市木造住宅解体工事費補助金着手届（様式第8号）に、解体工事に係る契約書等の写しを添えて市長に提出するものとする。

#### （完了実績報告）

- 第14条 申請者は、解体工事が完了したときは、豊橋市木造住宅解体工事費補助事業実績報告書（様式第9号）に、次の関係書類を添付して市長に提出しなければならない。
  - （1）豊橋市木造住宅解体工事費補助金収支決算書（様式第9-1号）
  - （2）請求書又は領収書の写し（請求書による場合は補助金交付後、領収書の写しを提出）
  - （3）工事写真（着手前、工事中及び完了時が確認できるもの）
  - （4）その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の規定による提出は、工事完了の日から起算して30日以内又は交付決定のあった日の属する年度の2月末日（ただし、末日が土、日及び祝日の場合は直前の開庁日とする。）までのいずれか早い日までにしなければならない。ただし、特別の事情がある場合は、その旨を記載した豊橋市木造住宅解体工事費補助事業完了遅延届（様式第10号）を市長に提出するものとする。
- 3 市長は、第1項の報告があったときは、その内容を審査のうえ、適当と認めたときは、交付すべき額を確定し、その旨を豊橋市木造住宅解体工事費補助金確定通知書（様式第11号）にて申請者に通知するものとする。

#### （補助金の交付）

- 第15条 申請者は、前条第3項の確定通知書の交付を受けた日の属する年度の3月31日までに、豊橋市木造住宅解体工事費補助金請求書（様式第12号）を市長に提出しなければならない。
- 2 市長は、前項の請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び補助金の返還)

第16条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当する場合は、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取消し、又は既に交付した補助金の全部又は一部について期限を定めて返還を命ずるものとする。

- (1) 虚偽の申請その他不正の行為により補助金の交付を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定内容、これに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第14条第2項に定める期日（同項の事業完了遅延届が提出された場合は3月10日（ただし、土、日及び祝日の場合は、直前の開庁日とする。）までに同条第1項の事業実績報告書が提出されなかったとき。
- (4) その他市長が補助金の交付を不相当と認めたとき。

(委任)

第17条 この要綱の実施に関し、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則  
この要綱は、令和4年4月1日から施行する。